

大津市内への汚染土壌の搬入については、 事前の届出が必要です

大津市では、市内の汚染土壌処理施設に汚染土壌を搬入する者に対し、汚染物質や量等を事前に届出いただく制度（要綱）を制定し、汚染土壌のさらなる適正な処理を確保していきます。

■届出が必要な場合

- ①要措置区域等の汚染土壌を大津市内の汚染土壌処理施設へ搬入する場合
- ②特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）の規定により、特定支障除去等事業として汚染された土壌を市内の汚染土壌処理施設へ搬入する場合

■届出者

- ①土壌汚染対策法に基づき、搬出元の都道府県への届出義務を負う者（土地の形質を変更しようとする者）
- ②産廃特措法に基づき特定支障除去等事業を実施する都道府県知事等

■届出の内容等・裏面様式第1号をご参照ください。

- ・要措置区域等の所在地、土壌の汚染状態、体積、運搬方法、搬出着手・完了予定日、運搬完了、処理予定日 等
 - ※搬出元の都道府県知事等に提出する届出の内容とほぼ同等の事項です。（①の場合）
 - ※②の場合は①に準じた内容を記載下さい。
 - ※様式については大津市ホームページにも掲載しています。

■届出期日

- ・届出に係る行為着手の14日前まで

■その他

- ・平成26年7月1日以後に大津市内に搬入する汚染土壌について適用されます。
- ・大津市は、届出があった場合、必要と認めるときは以下の指導等を行うことができます
 - ① 搬出元の都道府県知事に対し、届出者に対する指導、監督等に意見を述べる。
 - ② 届出者に対し、汚染土壌の搬入について必要な指導を行うことができる。



提出及び問い合わせ先

大津市環境部環境政策課 公害規制グループ

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3-1

TEL 077-528-2735 FAX 077-522-1097

mail: otsu1121@city.otsu.lg.jp